

# 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の見直しについて

## 1 基本構想とは

「基本構想」とは、前橋市の農業を将来に渡り継続的に発展させていくため、効率的かつ総合的な農業経営を営む担い手を育成・確保することが重要なことから、将来育成すべき農業経営の指標や農用地の利用の集積目標を定め、その実現に向けて講じるべき措置等を示したものです。

## 2 今回見直しの必要性

法改正に伴い、群馬県は、令和5年4月1日から農業経営基盤強化促進法（以下「法」という。）に基づく基本方針について見直しを実施し、6月末で公表しています。

それに伴い市町村基本構想については、県基本方針に即するもの（法第6条第4項）とされており、県基本方針が変更されたときには、その後、市町村基本構想も見直すこととなります。

## 3 主な変更内容

令和3年12月の制定された「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」を基本に、法改正を反映した群馬県の新たな基本構想の内容に基づき変更する。

主な変更は以下の通りです。

- (1) 実質化された「人・農地プラン」から地域計画へ
- (2) 利用権設定等促進事業に関する事項の削除及び農地中間管理事業への移行  
(令和5年4月1日から2年間、経過措置有り)
- (3) その他、法改正や情勢等の変化に対応した見直し

※今回は、法改正による軽微な見直しとなるので、数値目標等については修正しません。

## 4 見直し時期

市の基本構想の見直し時期は、令和5年9月中の見直しを実施する。

## 5 見直しの手続き

- (1) 農業者、農業に関係する団体その他の関係者の意見を反映させるための必要な措置
  - ・事前準備、素案作成の段階から、中部農業事務所、農業委員会事務局、市農協など関係機関や農業委員、推進委員及び認定協役員など関係団体から意見をいただく。
  - ・パブリックコメントを8/2（水）～8/22（火）まで実施。

(2) 農業委員会、JAへの意見聴取

(3) 知事協議

(4) 公告

※遅くとも令和5年度9月中に見直し完了

前橋市農政部農政課地域営農係

# 市町村基本構想の見直し手続きについて

事前準備

県基本方針の見直し  
(4月～6月)

基本構想は、基本方針に即する…  
(法第6条第3項)

市町村基本構想の見直し手続き開始

7月中旬～

農業者、農業に関する団体その他の関係者の意見を反映させるための必要な措置  
(法第6条第4項)

◎具体例

- (1) 広く一般の意見を聴取するための公聴会の開催
- (2) 農業関係団体等を対象とした説明会の開催(地域担い手協議会の活用等)
- (3) 広報誌、ホームページにおける案の掲載等による意見募集

事前に随時相談

原案作成時から協力

原案作成

農業委員会、JAの意見聴取  
(農業経営基盤強化促進法施行規則第2条)

意見照会

意見

協議

同意

知事協議  
(法第6条第5項)

※農業事務所長専決事項

公告(法第6条第6項)

※遅くとも令和5年度9月中を目安に見直し完了